

令和2年度保育料の決定について

重要

1 保育料は税額で決まります

- ① 保育料（保育園（認定こども園）を利用する場合の利用者負担額のこと。以下『保育料』といいます。）は、**児童の父母またはそれ以外の扶養義務者（基本的に児童の父母分）の市町村民税額等によって決定**します。ただし、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・寄附金税額控除等は適用されません。
- ② 令和2年度保育料の4月分から8月分は平成31年度分の市町村民税額によって、9月分以降は**令和2年度分の市町村民税額**によって決定されますので、**保育料は9月から変更**されます（下表参照）。
- ③ **祖父母等と同居**しているかたで、**父母に市町村民税が課税されていない場合、祖父母等を「家計の主宰者」と認定し、祖父母等の市町村民税額で保育料を決定**することがあります。
- ④ 父母や祖父母等の税額が不明な**未申告世帯**の場合、**児童の年齢の最高額の保育料・副食費**を納めていただく場合がありますので、ご注意ください。

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	平成31年度分市町村民税					令和2年度分市町村民税						

2 令和2年度 西尾市保育料・副食費一覧表 (R1.10.1改定)

階層区分(※1)		保育料(月額) <small>年齢はR2.4.1現在の年齢です</small>		副食費(月額)(※2)
		3歳未満児	3歳以上児	
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯	0円	0円	
3	所得割非課税世帯及び所得割課税額 48,599円以下	9,000円	0円	
4	48,600円～57,699円	12,600円	0円	4,500円 <small>(ひとり親等世帯のみ0円) (※3)</small>
	57,700円～74,999円			
5	75,000円～77,100円	18,800円	0円	
	77,101円～96,999円			
6	97,000円～109,999円	21,800円	0円	
7	110,000円～139,999円	27,800円	0円	
8	140,000円～168,999円	34,800円	0円	
9	169,000円～200,999円	40,800円	0円	
10	201,000円～396,999円	44,800円	0円	
11	397,000円以上	46,000円	0円	

西尾市特別利用保育利用児保育料・副食費一覧表(R2.4.1改定)

階層区分(※1)		保育料(月額)	副食費(月額)
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
2	市町村民税 非課税世帯または市町村民税所得割非課税世帯		
3	市町村民税所得割課税額 77,100円以下		
4	77,101円～211,200円		3,200円
5	211,201円以上		

(※1) 保育料・副食費を算定する市町村民税所得割課税額には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除等を適用しません。

(※2) 私立保育園・認定こども園の副食費は園にて徴収させていただきます。また、副食費は施設ごとに異なります。

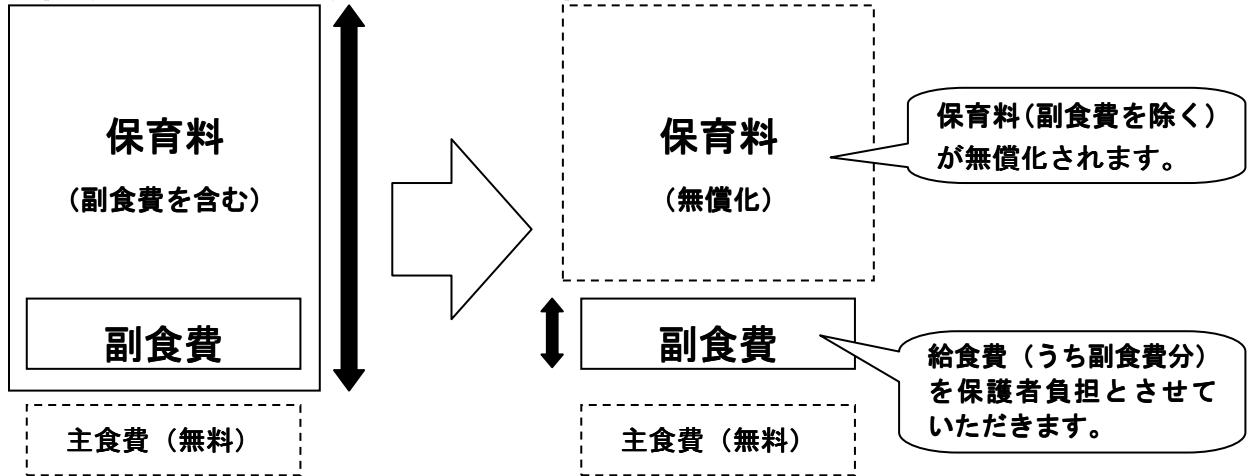
(※3) 土曜日を利用し、給食を受ける場合は、別途1食当たり副食費250円を徴収させていただきます。なお、土曜日の副食費は口座振替できないため、直接園に納付してください。

(※4) 特別利用保育利用児については、8月分の副食費は徴収しません。

■ 3歳以上児の保育料と副食費について

～無償化前（2019年9月以前）～

～無償化後（2019年10月以降）～



▼ひとり親世帯または在宅障がい児（者）がいる世帯の多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減（R1.10.1 改定）

入園している 児童の順位 (※1)	第2階層	第3階層	第4階層	第5階層以上	
				市民税所得割額 75,000円～77,100円	市民税所得割額 77,101円以上 (多子世帯軽減対象外)
第1子	免除(無料)	1,600円	1,600円 (※2)	1,600円 (※2)	同時入園している場合の保育料、長時間保育料の軽減のみ
第2子	免除(無料)	免除(無料)	免除(無料)	免除(無料)	
第3子以降	免除(無料)	免除(無料)	免除(無料)	免除(無料)	

(※1) 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

(※2) 保育料は1,600円となりますが、長時間保育料は5割軽減となります。

▼多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減（H29.4.1 改定）

入園している 児童の順位 (※)	市民税非課税・市民税 所得割額 57,700円未満		市民税所得割額 57,700円 以上 (多子世帯軽減対象外)
	第2階層	第3階層 第4階層 (57,700円未満)	
第1子	10割(軽減なし)	10割(軽減なし)	同時入園している場合の保育料、長時間保育料の軽減のみ (下記を参照)
第2子	免除(無料)	5割(5割軽減)	
第3子以降	免除(無料)	免除(無料)	

※ 保護者が養育・監護する子ども全員がカウント対象であり、年齢制限はありません。

▼兄弟姉妹で同時入園している場合の保育料、長時間保育料の軽減（H27.4.1 改定）

対象児童	軽減後の保育料
最も年齢の高い児童	10割(軽減なし)
次に年齢の高い児童	5割(5割軽減)
その他の児童	免除(無料)

※ 兄弟姉妹同時入園の対象は保育園・幼稚園・認定こども園(無認可保育園は除く)・児童発達支援などの利用児童です。

※ 所得に制限はありません。

※ 多子世帯の保育料、長時間保育料の軽減に該当する場合は、多子世帯の軽減が優先されます。

▼第3子以降の保育料、長時間保育料・副食費の無料化（R1.10.1 改定）

対象児童 ※兄弟姉妹の同時入園の条件はありません。	軽減後の保育料
保護者が、18歳まで(高等学校3年生該当年齢の年度末まで)のお子さんを3人以上養育している場合の3番目以降の児童	免除(無料)

3 長時間保育について

午前8時以前または午後4時以降の長時間保育を利用される方は、保育料のほかに、利用時間帯に応じて下表の長時間保育保育料を納めていただきます。なお、長時間保育料は保育料に加算し、軽減の対象となります。

▼長時間保育料（R1.10.1 改定）

利用区分	利用時間帯 (※注 各園の開園時間により異なります)	長時間保育料（月額）	
		保育短時間認定（全児童） 保育標準時間認定（3歳未満児）	保育標準時間認定 （3歳以上児）
Aコース	午前7時30分～午後4時30分	1,000円	0円
Bコース	午前7時30分～午後5時30分	2,000円	0円
Cコース	午前7時30分～午後6時30分	3,000円	0円
Dコース	午前7時～午後7時30分	4,000円	4,000円

認定変更申請（短時間⇔標準時間）は月末を期限とし、翌月適用とします。

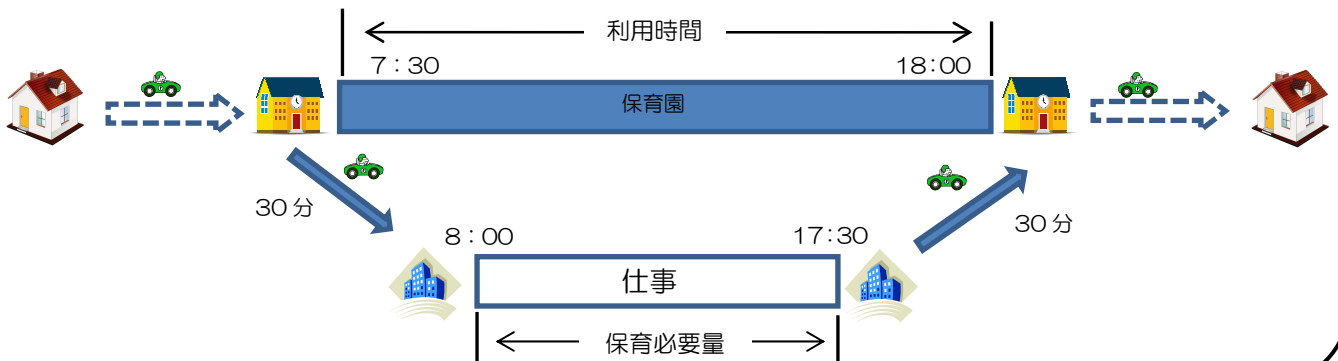
①長時間保育料が無料になる方

- ・保育料の第1階層 ・保育料の第2階層
- ・保育料の第3階層のうち、ひとり親世帯及び在宅障がい児(者)のいる世帯

②長時間保育の利用時間帯の考え方

保護者の保育必要量によって利用してください。「就労証明書」に記載された残業時間、通期時間を加味した時間での利用に限ります。また、園によって開園時間が異なりますのでご確認ください。

■イメージ図（就労時間：8時～17時30分、移動時間：30分の場合）



③月途中の利用開始及び利用停止の場合、長時間保育料の日割り計算は行いません。

④曜日によって利用時間が異なる場合、長時間保育料の最も高い利用区分（コース）の曜日の金額を月額とします。

⑤月途中に利用区分（コース）を変更する場合は、変更前後にかかわらず、長時間保育料の高い方の利用区分（コース）の金額を月額とします。

4 保育料・長時間保育料・副食代の納付は口座振替で

原則として、保育料・長時間保育料・副食代は、保護者の指定口座から振替により納付していただきます。令和2年度保育料の口座振替日（納付期限）は下記のとおりです。**口座振替日（納付期限）は月末**ですが（12月分を除く）、月末が金融機関の休業日にあたる場合はその翌日、翌日も休業日にあたる場合は翌々日になります。口座振替の2～3日前には残高をご確認ください。保護者のかたが**指定された口座の残高が保育料・長時間保育料の合算額より少ない場合、全て振替できません**ので、ご注意ください。

- ◆ 口座振替依頼書は市内各金融機関、保育園、保育課及び各支所に用意してあります。振替手続きが済んでいないかた、振替用口座の変更を希望されるかたは、各保育園または各金融機関、保育課及び各支所の窓口で申請してください。（申請の2か月後を目安に、お申込みの口座で振替が始まります。）

口座振替を申し込みする必要がない方

- ・ 兄弟等が保育園に在園し、「保育園保育料」の口座振替をされている方
- ・ 3歳以上児で、私立保育園に入園希望で、長時間保育を利用しない方
- ・ 認定こども園に入園を希望される方

保 育 料	口座振替日（納付期限）	保 育 料	口座振替日（納付期限）
4 月分	4月30日（木）	10 月分	11月2日（月）
5 月分	6月1日（月）	11 月分	11月30日（月）
6 月分	6月30日（火）	12 月分	12月25日（金）
7 月分	7月31日（金）	1 月分	2月1日（月）
8 月分	8月31日（月）	2 月分	3月1日（月）
9 月分	9月30日（水）	3 月分	3月31日（水）

5 保育料Q & A

修正申告等した場合

市町村民税額の変更により保育料が変更される場合がありますので、**確定申告書の写し等を保育課へお持ちください**。保育料が変更される場合は**翌月の保育料から**の変更となります。

家庭状況に変更（結婚・離婚・死亡など）があった場合

保護者や世帯員の変更により保育料が変更される場合がありますので、**保育課へご連絡ください**。

保育園（認定こども園）を月途中で退園する場合

保育料は退園日までの日割り計算になります。なお、その月の保育料は納付書にて納めていただく場合があります。遅くとも**退園日の10日前**までに「**退園届**」を**在籍園**または**保育課**へ提出してください。